【令和８年10月】

種畜検査を受検される飼養者の皆様へ

種畜検査のご案内

独立行政法人家畜改良センター

本冊子は、種畜検査制度の内容や種畜検査の実施にあたり留意していただきたい事項などについて取りまとめております。ご一読いただき、種畜検査の円滑な実施にご協力くださいますようお願いいたします。

目次

１　種畜検査とは……2

２　定期種畜検査の流れ……4

３　種畜証明書の取り扱い……5

４　種畜を移動・導入する場合の留意事項……6

５　各種手続きのまとめ……7

６　必要書類チェックリスト……8

７　各種様式・記入例……10

８　よくあるご質問……18

≪本冊子に関する問い合わせ≫
家畜改良センター本所

〒961-8511　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１
独立行政法人家畜改良センター　改良部種畜課　種畜検査係
メールアドレス　shuchikukensa※nlbc.go.jp
（「※」を「@」に変えて送信して下さい）
電話番号　0248-25-4509
＜種畜検査のご案内ページ＞
https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/index.html

１　種畜検査とは

種畜検査は、家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）に基づき、種畜の交配に伴う疾病のまん延防止と優良な種畜利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進することを目的に実施しています。

種畜検査の対象は、牛、馬及び家畜人工授精の用に供する豚の雄畜です。種畜検査に合格した種畜には、種畜証明書が交付されます。ただし、次の場合は例外となり、種畜証明書を交付されていない場合でもその雄畜を種付け等に利用することができます。

・学術研究を目的とする場合
・自己の飼養する雌のみへの種付けに供する場合、又は自己の飼養する雌のみに使用する目的で家畜人工授精用精液を採取する場合

（１）種畜検査の種類

① 定期種畜検査

・対象……検査申請のあった全国の雄畜
・時期……検査計画に基づき、定期に実施

※都道府県を区域ごとにいくつかの班に分けて実施しているため、実施時期は都道府県や区域で異なります。
定期種畜検査の検査日程は、家畜改良センターのホームページに公表しています。

② 家畜改良センターが実施する**臨時種畜検査**

・対象……海外からの輸入雄畜
・時期……受検の申請により、日程を調整して実施しています。
次の定期種畜検査までの間に対象の雄畜を種付け等に利用したい場合に受検します。

※定期種畜検査を受検できなかったために実施する臨時の検査ではありません。

③ 都道府県が実施する**臨時種畜検査**

・対象……種畜の移動による飼養地の変更やその他やむを得ない理由により定期種畜検査を受検できなかったが、次回の定期種畜検査までの間に種付け等に利用したい雄畜
・時期……都道府県により異なります。検査については、各都道府県にお問い合わせください。

※当検査に合格した種畜の種付け及び精液の採取は、受検した都道府県内のみに限られますのでご注意ください。

（２）種畜検査の内容

牛、馬及び家畜人工授精の用に供する豚について、全国で繁殖に利用されているのは、ごく限られた頭数の種畜です。このため、種畜が疾患を有していると被害が広範囲に及んでしまう可能性があります。

このような事態を防止するため、種畜検査では法令に基づき、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の有無について検査を行っています。また、現畜確認前に指定された伝染性疾患及び精液について、詳細な検査を実施します。

① 現畜確認

・特徴の確認
・疾患の有無の確認（臨床所見及び遺伝子型検査結果の利用）
　省令第６条第１号に定める伝染性疾患及び省令第６条第２号に定める遺伝性疾患の症状がないか、確認します。
・健康状態、肢蹄歩様、生殖器等の確認

※令和６年度定期種畜検査から、デジタル技術を活用した種畜検査（**デジタル受検**）が可能となりました。

デジタル受検とは

現地に赴いて実施していた現畜確認を、条件を満たした動画や書類の提出に代えられる受検方法です。事前に必要書類と種畜の動画の提出が完了していれば、決められた日時に検査員の対応をしたり、種畜を繋留したりする必要がなくなります。
＜デジタル受検のご案内ページ＞
https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/digitaljuken.html

② 衛生検査

〇一般検査
　受検畜について、個体の確認、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈拍等の臨床症状の確認、飼養者から病歴・繁殖成績等の聴取を行います。
〇細密検査
・伝染性疾患に関する検査（以下の感染の有無を確認）
　牛……牛カンピロバクター症、トリコモナス症
　馬……馬パラチフス
　豚……オーエスキー病、ブルセラ症
・繁殖機能の障害に関する検査（精液検査により繁殖機能の障害の有無を確認）
　肉眼検査……量、色、臭気、水素イオン濃度等の性状
　顕微鏡検査……精子の数、活力、生存率、奇形率

③ 等級判定

検査に合格した種畜について、血統、能力及び体型により等級の判定を実施します。
・血統……国内の家畜登録機関が発行する血統証明書により判定
・能力……能力検定の成績等により判定
・体型……体高により判定

④ 前年度の供用状況調査

種付台帳の確認等を行います。種付台帳は、種畜の飼養者が種畜ごとに区分して備えることになっています（家畜改良増殖法第９条）。

２　定期種畜検査の流れ

① 種畜検査申請書の提出

・種畜検査を受検するには、種畜検査申請書の提出が必要です。飼養地のある都道府県（振興局、家畜保健衛生所等）にご提出ください。　（申請書の宛名は独立行政法人家畜改良センター理事長。）

・黒毛和種及びホルスタイン種の受検の際は、種畜検査申請書と同時に同意書※のご提出をお願いします。

※同意書については、P8の「６　必要書類チェックリスト」をご確認ください。

・デジタル受検を希望する場合は、定期種畜検査が予定されている日の１か月前までに都道府県種畜検査窓口へ、デジタル受検希望の旨をお伝えください。

② 細密検査のための採精・採血等の実施

・事前に家畜保健衛生所等が採精・採血等を実施します。
また、検査結果（写し）を事前に送付願います。

③ 必要書類（写し）の事前提出（１週間前まで）

・申請書、同意書及び必要書類（写し）を事前にご送付願います。

・デジタル受検の際は２週間前までに上記の書類に加え、種畜証明書の原本、種畜検査を受検する受検畜の動画、撮影日や撮影場所を加工していない等についての提出資料に係る説明書をご提出ください。

※必要書類については、P8～9の「６　必要書類チェックリスト」をご確認ください。

④ 現畜確認の実施及び書類確認等

・家畜改良センターの種畜検査員、都道府県の担当者等が種畜の飼養場所に出向き、現畜確認及び事前に送付された関係書類の原本を確認し、等級判定を行います。

・デジタル受検により③が確認できた場合には、④は実施しません。

⑤ 種畜証明書の交付

・現畜確認及び書類検査に合格した種畜について、種畜証明書を交付します。

※必要書類（写し）の事前提出がない場合や不足していた場合は、検査当日に種畜証明書を交付できない場合や種畜証明書に記載できない事項が生じる場合があります。

３　種畜証明書の取扱い

（１）有効期間

種畜検査に合格した種畜には種畜証明書が交付されます。家畜改良センターが交付した種畜証明書の有効期間は１年間となっており、全国一円で利用が可能です。ただし、種畜証明書の交付を受けた種畜が伝染性疾患等に罹患した場合は、有効期間内であっても種付け等を行うことはできません。

（２）書換交付・再交付について

種畜証明書の内容の変更や紛失、汚損の際は、速やかに種畜証明書の書換交付又は再交付の申請手続きをお願いいたします（家畜改良増殖法施行令第５条及び第６条）。

※特に、種畜の飼養者が変更になった場合には、書換交付が完了していないと移動先で種畜としての利用ができませんのでご注意ください。

書換交付申請

・種畜の名前が変更になったとき
・飼養者が変更になったとき
・飼養者の住所が変更になったとき（市町村合併等による変更を含む）
・飼養者の名称が変更になったとき

再交付申請

・種畜証明書を汚損または紛失したとき

（３）書換交付（再交付）申請の方法

申請に必要なものは以下のとおりです。

① 種畜証明書書換交付（再交付）申請書（P13～14）
・書換交付の申請は新しい飼養者の方からお願いします。
・書換交付（再交付）申請書は１頭につき１枚提出してください。

② 手数料（収入印紙）
・７９０円分の収入印紙を①の申請書に貼り付けてください。
・７９０円分以上の収入印紙が貼付されていれば手続きは可能ですが、差額はお返しできません。
※収入証紙では手続きできませんので、申請前に今一度収入印紙であることをご確認ください。

③ 種畜証明書原本（紛失による再交付申請の場合は不要）

④ 血統証明書（写し）（以下のいずれかにあてはまる場合のみ）
・種畜の名前が変更になった場合
※新名号が記載されたもの（新名号への変更を証する書類でも可）
・再交付申請の場合

送付先：〒961-8511　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１
独立行政法人家畜改良センター　改良部種畜課　種畜検査係

（４）返納について

種畜証明書の交付を受けた種畜に以下のような事由が発生した場合には、種畜証明書を農林水産大臣に返納、又は提出することになっています（家畜改良増殖法施行令第７条）。

・死亡、逃亡又は盗難にあった場合
・種畜証明書の有効期間が満了し、継続して種畜検査を受検しない場合
・立入検査により種畜証明書の効力を取り消された場合

メール又は電話等にて返納事由をご連絡の上、種畜証明書（原本）を下記まで郵送してください。申請書は不要です。

送付先：〒961-8511　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１
独立行政法人家畜改良センター　改良部種畜課　種畜検査係
メールアドレス　shuchikukensa※nlbc.go.jp
（「※」を「@」に変えて送信して下さい）
電話番号　0248-25-4509

４　種畜を移動・導入する場合の留意事項

・家畜改良センターが行う定期種畜検査は、都道府県や地域ごとに実施時期が異なりますので、種畜を移動・導入するタイミングによっては、その年の定期種畜検査を受検できない可能性があります。その場合、都道府県の実施する臨時種畜検査を受検することがございますが、種付け及び精液採取は受検した都道府県内のみに限られますのでご注意ください。
・牛について、飼養者の変更等があった場合には、牛個体識別情報の異動報告を忘れずに行なってください。
・種畜を譲渡する際は、『種畜証明書』（原本）をお渡しください。

※種畜検査により家畜改良センターが得た個人情報は、種畜検査を所管する農林水産省への報告事務以外に使用いたしません。

５　各種手続きのまとめ

① 定期種畜検査

・種畜検査申請書
・同意書（黒毛和種及びホルスタイン種のみ）

→ 家畜改良センター
担当牧場へ

都道府県（振興局、家畜保健衛生所等）で取りまとめることが多いです。

※その他提出書類については P8～9 をご確認ください。

② 臨時種畜検査（家畜改良センター実施）

・種畜検査申請書

→ 家畜改良センター
本所へ

※動物検疫所に入検する２週間前までにお願いします。

③ 書換交付申請

・種畜証明書書換交付申請書（７９０円の収入印紙を貼付）
・種畜証明書の原本
・血統証明書の写し（種畜の名前を変更する場合）

→ 家畜改良センター
本所へ

④ 再交付申請

・種畜証明書再交付申請書（７９０円の収入印紙を貼付）
・種畜証明書の原本（紛失の場合は不要）
・血統証明書の写し（有している場合）

→ 家畜改良センター
本所へ

⑤ 返納

・種畜証明書の原本

→ 家畜改良センター
本所へ

６　必要書類チェックリスト

（１）種畜検査を受ける場合

・申請書、同意書及びその他必要書類（写し）を**１週間前まで**にご送付願います。
・デジタル受検の際は**２週間前まで**に上記の書類に加え、種畜証明書の原本、種畜検査を受検する受検畜の動画、撮影日や撮影場所を加工していない等についての提出資料に係る説明書をご提出ください。

検査前に提出するもの

☐ 種畜検査申請書（記入例 P11～12）

☐ 同意書（**黒毛和種及びホルスタイン種のみ**）（記入例 P14）
以下の２点についての同意の有無を問うものです。同意しない場合も提出してください。
・遺伝子型検査が可能な遺伝性疾患の検査実施状況及び検査結果を種畜証明書に記載すること。
・種畜証明書に記載した内容を家畜改良センターのホームページで公表すること。

申請書及び同意書は以下からもダウンロードできます。
https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/junbi.html

検査時に原本を提示するもの　検査１週間前までに写しを提出してください。

☐ 種畜証明書（前年度交付を受けている場合）

☐ 血統証明書（国内の家畜登録機関が発行したもの）
国内の家畜登録機関に登録しておらず、海外の家畜登録機関が発行する血統証明書のみをお持ちの場合は、そちらをご提示願います。

☐ 種付台帳（種畜検査を過去受検したことがある場合）
前年１月１日から12月31日までの供用状況について種畜ごとに整理したもの。
電子媒体でも構いません。

☐ 伝染性疾患の検査結果及び精液検査の結果
記入があれば、検査・注射・薬浴・投薬証明手帳（家畜の健康手帳）のご提示をお願いします。

☐ 遺伝性疾患に関する遺伝子型検査成績報告書（**黒毛和種・ホルスタイン種のみ**）
一般社団法人家畜改良事業団又は都道府県が発行したもの。
前年度の検査の際に提示している場合は、新しく検査を受けたなど変更のあった部分のみの提示で構いません。

能力による等級判定のために必要なもの

検査１週間前までに写しを提出してください。

□ 肉用牛　家畜登録機関が発行又は承認した次のうちいずれか
- ・和牛種雄牛産肉能力検定成績
- ・産肉能力検定（直接法）成績
- ・産肉能力検定（間接法）成績
- ・産肉能力検定（現場後代検定法）終了報告用調査牛一覧
- ・産肉能力検定成績報告書等

□ 豚　家畜登録機関（日本養豚協会）が発行又は承認した次のうちいずれか
- ・直接検定終了証明書
- ・現場直接検定終了証明書

□ 馬
- ・息馬の種畜証明書の写し

※息馬の種畜証明書が手元にない場合は、息馬の種畜証明書番号または名号を検査員にお伝えいただくことでも確認可能です。

デジタル受検の際に提出するもの

上記の書類と併せて、２週間前までに提出してください。

□ 受検畜の動画（検査日の概ね２か月以内のもの）

□ 提出資料に係る説明書
動画の撮影日や撮影場所を加工していない等について問うものです。

提出資料に係る説明書は以下からもダウンロードできます。
https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/digitaljuken.html

（２）種畜証明書の書換交付（再交付）を申請する場合

種畜証明書の書換交付（再交付）申請の手続きについてはP5をご参照ください。

□ 種畜証明書書換交付（再交付）申請書（記載例P17）
１頭につき１枚、それぞれに７９０円分の収入印紙を貼付してください。

□ 種畜証明書の原本
紛失した場合は不要です。

□ 血統証明書等（写し）
種畜の名号変更による書換交付申請又は再交付申請の場合に提出してください。
※名号変更の場合には、新しい名号が記載された血統証明書又は家畜登録機関が発行するその個体の名号変更が完了したことを証する書類でも構いません。

種畜証明書書換交付（再交付）申請書は以下からもダウンロードできます。
https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/henko.html

7　各種様式・記入例

種畜検査申請書

年　　月　　日

家畜改良増殖法の改正に伴い、令和 3 年度から申請書の様式が変わっています。旧様式では受理されませんので、新しい様式をご使用ください。

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿

飼養者　住所
氏名又は名称

家畜改良増殖法第 4 条第 1 項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

記

1　名前

（家畜登録機関名及び登録番号）

2　種類及び品種

3　毛色

4　特徴

5　生年月日

6　産地

7　血統
- 父（登録番号）
  - 祖父
  - 祖母
- 母（登録番号）
  - 祖父
  - 祖母

8　その他

備考　　（日本産業規格 A4）

1　現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、記の 1 に当該種畜証明書の番号を記入すること。この場合には、2 の種類及び品種から 7 の血統までを省略することができる

2　牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 2 条第 1 項（平成 15 年法律第 72 号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

3　8 のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

記入例（新願畜の場合）

種畜検査申請書

令和〇〇年〇月〇日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿
（都道府県が実施する臨時種畜検査の場合は、都道府県知事あて）

飼養者　住所　〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇番地
氏名又は名称　〇〇　〇〇

押印不要です

家畜改良増殖法第４条第１項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

記

１　名前　××××

（家畜登録機関名及び登録番号）　全国和牛登録協会　黒××××

２　種類及び品種　肉用牛　黒毛和種

３　毛色　　黒

４　特徴　　**例１**：0123456789

例２：

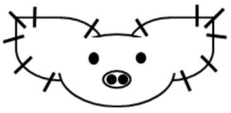

特徴は下記について記載します
牛：個体識別番号
馬：白徴、旋毛の名称、入墨又は烙印の位置及び記号・番号、マイクロチップ番号
豚：入墨又は耳標の記号・番号、耳刻の位置（豚図に図示）

５　生年月日　令和〇〇年〇月〇日

６　産地　　〇〇県〇〇〇郡〇〇村

産地は県から郡市町村名まで記載してください

７　血統
- 父　〇〇〇（全和黒××）
  - 祖父　〇×〇
  - 祖母　×〇×
- 母　□□□（全和黒△△）
  - 祖父　□△□
  - 祖母　△□△

８　その他
本申請書に記載されている種畜の家畜人工授精用精液は、日本国外への持ち出しを禁止する。

備考　　（日本産業規格 A4）

１　現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、記の１に当該種畜証明書の番号を記入すること。この場合には、２の種類及び品種から７の血統までを省略することができる
２　牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第２条第１項（平成 15 年法律第 72 号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
３　８のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

記入例（継続畜の場合）

種畜検査申請書

令和〇〇年〇月〇日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿
（都道府県が実施する臨時種畜検査の場合は、都道府県知事あて）

飼養者　住所　〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇番地
氏名又は名称　〇〇　〇〇

押印不要です

家畜改良増殖法第４条第１項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

記

継続畜の場合も、名号と登録番号を記入してください

１　名前　××××

（家畜登録機関名及び登録番号）　全国和牛登録協会　黒××××
（種畜証明書番号）　△△△△△

２　種類及び品種

３　毛色

４　特徴

**継続畜の場合、
２の種類及び品種から７の血統までの
記載を省略することができます**

５　生年月日

６　産地

７　血統
- 父（登録番号）
  - 祖父
  - 祖母
- 母（登録番号）
  - 祖父
  - 祖母

８　その他
本申請書に記載されている種畜の家畜人工授精用精液は、日本国外への持ち出しを禁止する。

備考　（日本産業規格 A4）

１　現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、記の１に当該種畜証明書の番号を記入すること。
この場合には、２の種類及び品種から７の血統までを省略することができる
２　牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第２条第１項（平成 15 年法律第 72 号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
３　８のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

同意書

年　　月　　日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿

飼養者　住所
氏名又は名称

私は、私の飼養する次の家畜について、家畜改良増殖法施行規則（昭和２５年８月１９日農林省令第９６号）第６条第２号イに定める牛の遺伝性疾患であって、遺伝子型検査結果を（独）家畜改良センター（以下、「センター」という。）種畜検査員に提示したものについて、その内容を種畜証明書の「その他特記すべき事項」欄に記載すること、「その他特記すべき事項」欄へ記載した内容について、種畜に関する情報（種畜証明書番号、検査年月日、家畜の名号、品種、所在都道府県）と併せてセンターのホームページ上で公表することに同意します。

はい　・　いいえ

・家畜の名号（牛個体識別番号）

※「はい」「いいえ」のどちらかに〇をつけ、家畜の名号及び牛個体識別番号を記載してください。家畜が複数頭の場合は、必要に応じて「別紙一覧のとおり」とし、ホチキス等で一覧を添付することも可能です。

センター使用欄
・種畜検査班

・記載内容

記入例

同意書

令和〇〇年〇月〇日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿

飼養者　住所　〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇番地
氏名又は名称　〇〇　〇〇

押印不要です

私は、私の飼養する次の家畜について、家畜改良増殖法施行規則（昭和２５年８月１９日農林省令第９６号）第６条第２号イに定める牛の遺伝性疾患であって、遺伝子型検査結果を（独）家畜改良センター（以下、「センター」という。）種畜検査員に提示したものについて、その内容を種畜証明書の「その他特記すべき事項」欄に記載すること、「その他特記すべき事項」欄へ記載した内容について、種畜に関する情報（種畜証明書番号、検査年月日、家畜の名号、品種、所在都道府県）と併せてセンターのホームページ上で公表することに同意します。

（はい）　・　いいえ

・家畜の名号（牛個体識別番号）
　×××（０１２３４５６７８９）
　〇〇〇（１２３４５６７８９０）

注：「はい」に〇をつけたものの、一部の遺伝性疾患について遺伝子型検査結果（Ｆ又はＣ）の記載及び公表に同意しない場合は、該当する家畜ごとに、同意しない遺伝性疾患がわかるよう記載してください。
（例：×××（０１２３４５６７８９）一部の記載及び公表に同意しない（クローディン１６、バンド３、モリブデン））
↑この例では、記載されていない第１３因子欠損症及びＩＡＲＳ異常については同意することになります。

※「はい」「いいえ」のどちらかに〇をつけ、家畜の名号及び牛個体識別番号を記載してください。家畜が複数頭の場合は、必要に応じて「別紙一覧のとおり」とし、ホチキス等で一覧を添付することも可能です。

センター使用欄
・種畜検査班

・記載内容

（日本工業規格Ａ４）

独立行政法人家畜改良センター　理事長 殿

提出資料に係る説明書

デジタル原則を踏まえ、定期種畜検査の現地検査に代えて受検のために提出する動画・関係書類の内容等は、以下のとおりです。

1. 提出する電子ファイルは、加工したものではありません。
2. 提出する種畜の動画は、定期種畜検査のために撮影したものであり、撮影日と撮影場所は以下に記載するとおりです。
3. 提出する種畜に関する書類は当該種畜に係る最新のものです。

上記に基づき、電子ファイルを提出します。

受　検　班：〇〇県第〇〇班
撮　影　日：令和〇年〇月〇日～〇月〇日
撮影場所：〇〇県〇〇市
種畜名号：〇〇〇〇、〇〇〇〇　（又は「別紙一覧のとおり」）

令和　　年　　月　　日
氏　　名：〇〇　〇〇

4. 私は、動画撮影時の事故や怪我に対して、独立行政法人家畜改良センターに責任を求めません。
5. 提出した電子ファイルについて、追加的な確認等を求められた場合、対応します。

記入例

デジタル受検の場合のみ提出してください。

独立行政法人家畜改良センター　理事長 殿

提出資料に係る説明書

デジタル原則を踏まえ、定期種畜検査の現地検査に代えて受検のために提出する動画・関係書類の内容等は、以下のとおりです。

1. 提出する電子ファイルは、加工したものではありません。
2. 提出する種畜の動画は、定期種畜検査のために撮影したものであり、撮影日と撮影場所は以下に記載するとおりです。
3. 提出する種畜に関する書類は当該種畜に係る最新のものです。

上記に基づき、電子ファイルを提出します。

受　検　班：〇〇県第〇〇班
撮　影　日：令和〇年〇月〇日～〇月〇日
撮影場所：〇〇県〇〇市
種畜名号：〇〇〇〇、〇〇〇〇　（又は「別紙一覧のとおり」）

「種畜名号」欄にて「別紙一覧のとおり」と記載した場合は、<u>受検畜の名号一覧が記載された別紙</u>も併せてご提出ください

令和　　年　　月　　日
氏　　名：〇〇　〇〇

押印不要です

4. 私は、動画撮影時の事故や怪我に対して、独立行政法人家畜改良センターに責任を求めません。
5. 提出した電子ファイルについて、追加的な確認等を求められた場合、対応します。

（日本工業規格Ａ４）

種畜証明書書換交付（再交付）申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

飼養者　住所
氏名又は名称

家畜改良増殖法施行令第５条（第６条第１項）の規定により種畜証明書の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

１　種畜証明書番号

２　種畜の名前、種類及び品種

３　家畜登録機関名及び登録番号

４　申請の事由（飼養者の変更の場合にあっては、旧飼養者の住所及び氏名又は名称を記載すること。）

７９０円分の収入印紙を貼付（割印不要）

記入例

種畜証明書書換交付~~（再交付）~~申請書

令和〇〇年〇月〇日

農林水産大臣　殿

飼養者　住所　〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇番地
氏名又は名称　〇〇　〇〇

押印不要です

家畜改良増殖法施行令第５条~~（第６条第１項）~~の規定により種畜証明書の書換交付~~（再交付）~~を受けたいので、下記により申請します。

不要な方に取り消し線を引きます

記

1　種畜証明書番号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

種畜証明書の裏面に記載されています

2　種畜の名前、種類及び品種
××××　　肉用牛　　黒毛和種

種畜の名前の変更の場合は、新名を記載してください
また、新名の記載された血統証明書等を添付してください

3　家畜登録機関名及び登録番号
全国和牛登録協会　黒原〇〇〇〇〇

4　申請の事由（飼養者の変更の場合にあっては、旧飼養者の住所及び氏名又は名称を記載すること。）

例１　種畜の名前の変更
新名：××××　　旧名：△△△△△

交付済種畜証明書に記載されている名号です

例２　種畜の飼養者の変更
旧飼養者　住所　△△県〇〇市□□□××番地
氏名　△△　△△

種畜証明書の裏面に記載されている方になります

押印不要です

７９０円分の収入印紙を貼付（割印不要）

（日本工業規格Ａ４）

８　よくあるご質問

＜種畜検査を受けるとき＞

Ｑ１家畜の所有者と飼養者が異なる場合、種畜検査申請書等の書類はどちらが提出すればよいですか。

Ａ１種畜検査は、その検査の対象となる雄畜の飼養者の方に受検いただきますので、申請書等の書類は飼養者の方に提出いただきます。「飼養者」とは、その種畜を種付け等に用い、直接経費を負担し、収益を得る方を指します。

例　Ａ（個人）がＢ（会社）に種畜の飼養管理を委託、又は貸付しており、Ｂがその種畜から精液を採取、販売又は利用している場合
　飼養者（申請を行う者）：Ｂ　　所有者：Ａ

Ｑ２種畜検査を受検するために手数料はかかりますか。

Ａ２家畜改良センターでは、手数料は徴収しておりません。ただし、家畜改良センターは種畜検査の受検に必要な衛生検査の実施を都道府県に委託しています。都道府県の条例により衛生検査を実施するために手数料が必要となる場合があります。詳しくは、管轄の家畜保健衛生所等にご確認ください。

Ｑ３飼養している種畜を県外で供用しない場合、県が実施する臨時種畜検査を毎年受検すればよいですか。

Ａ３家畜改良センターの実施する定期種畜検査を受検してください。都道府県の実施する臨時種畜検査は、疾病、天災、種畜の移動等、やむを得ない事情により定期種畜検査を受検できなかった場合に限られます。

Ｑ４黒毛和種及びホルスタイン種について、遺伝性疾患に関する遺伝子型検査結果（＝保因状況）を種畜証明書に記載する理由は何ですか。また、同意書の提出は、なぜ必要ですか。

Ａ４種畜証明書に保因状況を記載することで、種雄畜の保因状況の確認が容易となり、雌牛の保因状況と合わせて確認することで、遺伝性疾患に配慮し交配を行うことができます。
　なお、同意書は、保因状況を種畜証明書に記載すること及び家畜改良センターのホームページに公表することの同意をいただくために提出をお願いしています。同意するかしないかは任意であり「一部の項目について同意する」ことも可能です。

Ｑ５自分の牛が遺伝子型検査を受けているかわかりません。

Ａ５家畜改良センターから家畜登録機関又は検査実施機関へ確認を行いますので、事前にその旨をご連絡ください。

Ｑ６なぜ関係書類の事前提出が必要なのですか

Ａ６正確かつ速やかに種畜証明書を交付するため、種畜検査当日までに、事前に入手した関係書類を複数の種畜検査員により確認するためです。

＜種畜証明書の書換交付（再交付）申請を行うとき＞

Ｑ１書換交付（再交付）申請手数料を、現金で直接種畜検査員に渡してもよいですか。

Ａ１種畜証明書の書換交付（再交付）は種畜検査時に行うことができません。申請は、福島県にある家畜改良センター本所で受け付けておりますので、必ず７９０円分の収入印紙を書換交付（再交付）申請書の下部の余白に貼付（割印不要）し、種畜証明書の原本とともに申請してください。

Ｑ２近隣で１０円の収入印紙を購入できるところがないため、８００円分の収入印紙で申請してもよいですか。

Ａ２書換交付（再交付）手続きはできますが、差額分をお返しすることはできません。

Ｑ３都道府県の発行した種畜証明書を家畜改良センターで書換交付（再交付）することはできますか。

Ａ３家畜改良センターでは書換交付（再交付）できませんので、発行元の都道府県にお問い合わせください。

Ｑ４書換交付と再交付を同時に申請することはできますか。

Ａ４できます。種畜証明書書換交付（再交付）申請書に必要事項を記入し、７９０円分の収入印紙を貼付の上、血統証明書の写しと併せてご提出ください。

＜種畜証明書を返納するとき＞

Ｑ１有効期間が満了した種畜証明書を記念に保管しておいてよいですか。

Ａ１法令の定めにより、有効期間の満了した種畜証明書は、発行元へ返納することになっています。農林水産省の種畜証明書を返納される場合には、種畜検査の際に種畜検査員にお渡しいただくか、家畜改良センター改良部種畜課又は、農協や都道府県等を通じ、家畜改良センターへ送付いただいても結構です。なお、都道府県の発行した種畜証明書は、都道府県へご返納ください。

Ｑ２種畜がへい死した場合だけでなく、種畜をと畜した場合にも種畜証明書を返納する必要がありますか。

Ａ２へい死、と畜を問わず種畜が死亡した場合には、種畜証明書を返納してください。また、種畜が逃亡した場合や盗難にあった場合にも返納をお願いします。